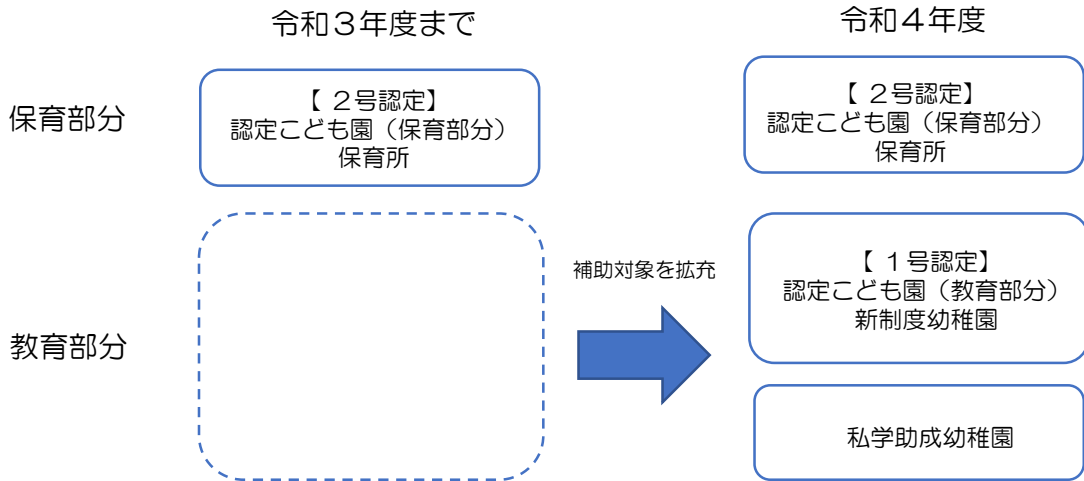


子ども・子育て関係施策の実施状況（抜粋）

副食費の補助対象を拡充

基本目標1：一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
 基本施策1：質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
 個別施策：総合的な幼児教育・保育の提供

保育所等の施設に通園する児童の副食費（おかずやおやつ等、主食以外の食材料費）について、令和3年度までは2号認定の児童を対象として補助を行っていましたが、令和4年度からは、1号認定の児童及び私学助成幼稚園に在園する児童も補助対象となりました。



門真市版授業づくりスタンダード等の浸透

基本目標1：一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
 基本施策2：子どもの教育環境の充実
 個別施策：確かな学力の育成

「門真市版授業スタンダード」は授業における学びのプロセス等を示したもので、「門真市版授業ベーシック」は現行学習指導要領に基づいた力を子どもたちが確実に身に付けるための授業づくりの指針です。これまで、主に研修会を通じての浸透を図っていましたが、令和4年度からは教育センター指導主事やスクールアドバイザーによる学校訪問も実施し、授業づくりについて指導助言を行いました。

各種授業づくり研修

教育センター指導主事等の学校訪問

令和3年度
18回実施

回数増

令和4年度
27回実施

令和4年度 317回訪問（新規）

「授業スタンダードや授業づくりベーシックに基づいた授業改善の意識を高く持ち、校内研究が積極的に行われている」と考える教員の増加につながっています。

【学校教育診断における肯定的意見の割合】
 令和3年度（86.9%）⇒令和4年度（88.7%）

指導主事等が授業を参観し、授業をした者に直接指導助言を行うことで、より「門真市版授業スタンダード」と「門真市版授業ベーシック」の浸透を図っています。

障がいを持つ児童を 受け入れる施設への補助を拡充

基本目標 1：一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 4：障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

個別施策：障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実

市が認定した障がい児を受け入れ、障がい児の特性に応じ担当職員の配置等
をしている施設への補助を拡充するとともに、1号認定の障がい児を受け入
れる認定こども園の人員費や市内保育所等で障がい児を受け入れるために必
要な改修等を行う施設への補助を新設しました。

障がい児保育対策補助金（拡充）

令和3年度まで

特別児童扶養手当受給対象児：1人当たり月額74,140円
身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている児童又
はその他これに準じる児童：1人当たり月額50,000円

令和4年度

障がい児を保育するために必要な職員1人につき、
月額250,000円

認定こども園特別支援 教育・保育経費補助金（新設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子ども（1
号認定の障がい児）を受け入れる民間の認定こども園に
対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助。
対象児童1人当たり月額65,300円

障がい児受入促進事業（新設）

市内の民間保育所等において、障がい児（医療的ケア児
を含む）を受け入れるために必要な改修（備品の購入費
を含む）等を行うために必要な経費を補助。
1施設当たり年額1,029,000円

個別療育の対象年齢を拡充

基本目標 1：一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 4：障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

個別施策：療育体制の充実

知的・精神・肢体に障がいのある児童の支援拠点として、障がいのある就学
前児童に療育・機能訓練をしている子ども発達支援センターで実施している
個別療育の対象年齢を拡充しました。

令和3年度まで

3歳～10歳
(小学3年生まで)

令和4年度

3歳～12歳
(小学6年生まで)

令和5年度は、募集を従来の4月で
はなく1カ月早めた3月に行い、個
別療育の回数確保と増回に取り組ん
でいます。

小中学校の通級指導教室の新設等

基本目標 1：一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 4：障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

個別施策：障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実

通級指導教室は、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別
な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた指導を受ける教室で
す。令和4年度は新たに3校に新設したほか、設置していない小中学校への
巡回指導体制を充実させました。

令和4年度新設

二島小学校
四宮小学校
第四中学校

小学校14校中12校
中学校6校中4校
に開設済み

開設していない小中学校においても、他校の通級指
導担当教員が巡回指導を行えるようにしています。
令和3年度までは、設置している小中学校1校から
巡回していましたが、令和4年度からは通級指導が
受けられる時間を増やせるよう設置している2校か
ら巡回を行えるようにしました。

【令和5年度の動き】

門真市内全小中学校に設置し、どの学校の児童生徒
も自校で通級指導を受けられるようになりました。